

## 第 33 回 猪名川自然環境委員会

日時：令和 6 年 1 月 18 日（木）

15:00～17:00

場所：国土交通省 近畿地方整備局

大手前合同庁舎 1 階共用会議室 1-3

### 議事次第

1. 開会
2. 議事
  - （1）工事箇所の環境面からの評価
  - （2）猪名川自然再生事業等のフォローアップ
  - （3）河川水辺の国勢調査を行う上での猪名川における補足事項（案）
  - （4）その他
3. 閉会

---

#### 【配布資料】

資料-1 工事箇所の環境面からの評価

資料-2 猪名川自然再生事業等のフォローアップ

資料-3 「令和 6 年度陸上昆虫類等調査」における河川水辺の国勢調査を行う上での猪名川における補足事項（案）

資料-3（別紙） 河川水辺の国勢調査を行う上での猪名川における補足事項（案）

参考資料 猪名川自然環境委員会の経緯等

猪名川自然環境委員会 委員

| 氏名           | 所属等                            | 対象分野    | 備考 |
|--------------|--------------------------------|---------|----|
| 川崎 雅史        | 京都大学大学院 地球環境学堂<br>都市基盤デザイン論 教授 | 景観デザイン  | 欠席 |
| 竹門 康弘        | 大阪公立大学<br>国際基幹教育機構 客員研究員       | 応用生態工学  |    |
| 田中 哲夫        | 元兵庫県立大学<br>自然・環境科学研究所 准教授      | 魚類生態学   |    |
| 服部 保         | 兵庫県立大学 名誉教授                    | 植物生態学   | 欠席 |
| 松井 正文        | 京都大学 名誉教授                      | 動物系統分類学 |    |
| 村上 興正        | 元京都大学大学院<br>理学研究科 講師           | 動物生態学   |    |
| 委員長<br>森下 郁子 | 一般社団法人<br>淡水生物研究所 所長           | 比較河川学   |    |

(五十音順、敬称略)

## 猪名川自然環境委員会とは

淀川水系流域委員会の提言をふまえ、「自然は自然にしか創れない」「川が川を創る」という摂理にしたがって、自然環境の整備と保全を図るために2004年1月15日から活動。淀川水系流域委員会の審議や自治体・住民の意見を反映し、次世代の河川整備のサポートを行っています。

淀川水系には水辺にワンドやたまりが数多くあり、水位の変動によって冠水・かく乱される区域は広範囲にわたっています。この変化に富んだ地形と、固有種を含む多様な生態系が形成されていた時代の川を取り戻すように、今後の河川整備を計画すべきです。

そこで、今までの流域における社会活動と河川の設備・利用が、淀川水系や私たちの生活環境に与えてきた影響を見直します。そして、治水・利水・利用事業においても、計画段階から生態系の保全と回復を優先的かつ具体的に検討。

「河川や湖沼の環境保全と回復を重視した河川整備」になるよう、学識者などから必要な指導や助言を得る会議が進められています。

## 猪名川自然環境委員会 設立趣意書

平成9年の河川法改正により、治水・利水に加えて河川環境の整備と保全が新たに唱われた。

また、河川設備計画の策定にあたり、淀川水系流域委員会での審議や自治体及び住民の意見反映を重ね、先般、河川管理者が「淀川水系河川整備計画基礎原案」を作成し、公表した。

このなかで、これまでの流域における社会活動と河川の整備や利用が、淀川水系や我々自身の生活環境に与えてきた影響を真摯に受け止め、淀川水系における今後の河川整備は、水辺にワンドやたまりが数多くあり、水位の変動によって冠水・攪乱される区域が広範囲に存在し、変化に富んだ地形と固有種を含む多様な生態系が形成されていた頃の河川環境を目指すことを目標として掲げている。

淀川水系流域委員会の提言では、『今度は、治水・利水・利用事業においても「自然は自然にしか創れない」「川が川を創る」という自然の摂理を原理・原則として、計画段階から生態系の保全と回復を優先的かつ具体的に検討し、「河川や湖沼の環境保全と回復を重視した河川整備」に転換する必要がある。』としている。

こうした課題や目標を踏まえ、「淀川水系河川整備計画基礎原案」に示した河川環境に関する具体的な整備内容のうち、猪名川流域における自然環境の整備と保全について、必要な指導や助言を得ることを目的として設立するものである。

## 猪名川自然環境委員会規約

(名 称)

第1条 本会は、「猪名川自然環境委員会」（以下「委員会」という。）という。

(目 的)

第2条 委員会は、猪名川の流域における自然環境の整備と保全について、河川管理者に対して、必要な指導・助言を行うことを目的とする。

(設 置)

第3条 委員会は、近畿地方整備局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という。）が設置する。

(委員会)

第4条 委員会の委員は、別紙一１に示す者とし事務所長が委嘱する。また、委員会委員の任期は２年とし、再任を妨げない。なお、委員の代理出席は認めない。

2. 委員会には、必要に応じ部会を設置することが出来る。
3. 委員会は、委員会の承認により委員以外の者に参加を求めることが出来る。
4. 委員会は、必要と認める場合には具体的候補者を選定のうえ、委員として追加するように事務所長に要請することができる。

(委員長)

第5条 委員会には、委員長をおき、委員の互選により定める。

2. 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。
3. 委員長は、委員会の招集および開催し、運営する。
4. 委員長に事故ある時は、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(情報の公開)

第6条 委員会は原則公開とし、その公開方針は別紙一２「委員会の公開方針」によるものとする。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、猪名川河川事務所が委託した民間企業が委員会の指示により、以下のことを行う。

1. 会議資料の作成
2. 議事録の作成
3. 会議内容の整理および公表資料の作成

(規約の改定)

第8条 本規約の改正は、委員の過半数の同意を得てこれを行う。

(雑 則)

第9条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

(付 則)

この規約は、平成16年1月15日から施行する。

平成29年2月10日に一部改定する。(委員の変更)

【別紙— 1 】 猪名川自然環境委員会

| 氏名           | 対象分野    | 所属等                            |
|--------------|---------|--------------------------------|
| 川崎 雅史        | 景観デザイン  | 京都大学大学院 地球環境学堂<br>都市基盤デザイン論 教授 |
| 竹門 康弘        | 応用生態工学  | 大阪公立大学<br>国際基幹教育機構 客員研究員       |
| 田中 哲夫        | 魚類生態学   | 元兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 准教授         |
| 服部 保         | 植物生態学   | 兵庫県立大学 名誉教授                    |
| 松井 正文        | 動物系統分類学 | 京都大学 名誉教授                      |
| 村上 興正        | 動物生態学   | 元京都大学大学院 理学研究科 講師              |
| 委員長<br>森下 郁子 | 比較河川学   | 一般社団法人 淡水生物研究所 所長              |

(五十音順、敬称略)

## 【別紙— 2 】

### 委員会の公開方針

#### 1. 趣旨

委員会を公開することにより、その審議状況を住民に明らかにし、委員会の公正な運営を確保するとともに、開かれた河川行政の推進に寄与することを目的とする。

#### 2. 委員会開催の周知

委員会の開催は、記者発表、猪名川河川事務所のホームページ (<https://www.kkr.mlit.go.jp/inagawa/index.php>) 等で周知する。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

周知の内容は、委員会の名称、開催日時・場所、議題、傍聴者の定員、傍聴手続き、その他必要な事項とする。

#### 3. 委員会の公開

委員会は、原則として公開する。

委員会開催に際しては、可能な限り、傍聴席の確保に努めるが、会議室の都合により、傍聴者数を制限することがある。

#### 4. 結果の公開

議事概要を作成し、猪名川河川事務所ホームページ等で公開する。ただし、重要な希少種の保護の観点から、その位置情報に関する内容は、非公開とする。

#### 5. 傍聴者の発言

傍聴者は委員会の許可を得て、審議内容等に関し発言することができる。